

## 教科書の採択妨害に反対する特別決議

2014 年度用高等学校教科書の採択において、東京都教育委員会や神奈川県教育委員会などによる教育現場への不当で不法な介入が行われた。東京都教育委員会の場合、実教出版の『高校日本史 A』および『高校日本史 B』を「教育委員会の考え方と異なる」として、都立高校での「使用は不適切」と通知して採択させなかった。神奈川県の場合、同教科書の採択を希望する 28 校の校長に対し、採択すれば混乱を招くなどの理由で再考を求めた。その結果、この教科書を採択した県立高校はなかった。また、大阪府議会や埼玉県議会では、一部政党や議員が教育委員会に対して、実教出版の教科書を採択させないように不当な圧力をかけた。

いずれの場合も「教科書の最終的な採択権は教育委員会にある」としているが、教育委員会の教科書に関する職務権限を規定した法律は、地方教育行政法 23 条 6 号「教科書その他教材の取り扱いに関すること」だけであり、教育現場の意向を抑えて教育委員会が独断で教科書を採択する権限を明記した法律はない。教育委員会に最終的な採択権があるとするのは、ILO・ユネスコの「教員の地位に関する勧告」に反するものであり、教育現場の自主的な教育課程編成権、すなわち教員の教える権利を侵している。

また東京都教育委員会のように、教育委員会の考え方と異なる教科書記述は認めない、そうした教科書は使わせないなどとするのは、子どもが教室で自由に議論を重ね、認識を深めていくことを否定し、行政に都合の良い一方的な価値観だけを子どもに注入することになってしまう。「社会について、深い理解と健全な批判力を養うこと」を教育目標とした学校教育法第 51 条に違反するばかりか、言論・出版・表現の自由を掲げた憲法 21 条、思想・良心の自由を保障した憲法 19 条、学問の自由を保障した憲法 23 条などをことごとく蹂躪するものであり、決して許されることではない。

同時に、府議会や県議会が「この教科書を採択するな」などと教育に介入することは、まさに教育基本法第 16 条が禁じた「不当な支配」であり、とうてい許されるものではない。仮にこうしたことがまかり通れば、いずれは「この教科書を使え」「このことは教えるな」「このことだけを教える」となりかねない。戦前の教育が犯した過ちを繰り返すことになってしまう。

こうした教育委員会や議会による教育に対する不当な介入は、教育を受ける子どもの権利、子どもの学ぶ自由をも蹂躪することになる。次代を担う主権者として、人格の完成をめざすことこそ教育の目標であるはずだが、そのことをも否定している。

憲法を変えて戦争ができる国にしようとする勢力は、時の政権批判を許さない環境を作り上げるため、また物言わぬ国民を育成するために、教育・教科書を一元的に支配・統制しようとしている。こうした暴挙を許してはならない。

MIC は、このような行政や政治による教育への不当な介入を許さず、保護者、市民団体、広範な国民と共同し、教育の真の民主化のために全力で闘う。

以上

2013 年 9 月 28 日

日本マスコミ文化情報労組会議 第 52 回定期総会